

基金情報

No. 11

平成15年2月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階 TEL03-3633-6445

ホームページ <http://www.jade.dti.ne.jp/~glskkn/>

主要事業概況		平成15年1月末現在	対前月増減数
事業所数(件)		269	0
加入員数(人)	男子	6,605	-18
	女子	2,708	-24
	計	9,313	-42
受給者数(人)	男子	3,320	2
	女子	1,754	3
	計	5,074	5
平均年金額(円)		413,074	815
年金資産額(円)		28,826,934,079	123,680,121
修正総合利回り(%)		-11.40	-0.53

平成15年度予算案・一部修正し議決

平成15年2月18日開催の第78回代議員会は、年金経理並びに業務経理の業務会計及び福祉施設会計における平成15年度予算案のほか、政策的アセット・ミックスや福祉施設事業の見直し案、保養所利用料の改訂案、規約・規程の変更案などについての審議がなされました。

予算案の審議においては、年金給付水準や資産運用に係る予定利率の引下げなどについての意見とその検討が求められました。また、事務費における定期昇給を凍結することとし、業務会計及び福祉施設会計の予算案を一部修正して議決されました。

政策的アセットミックスの見直し案の審議においては、資産運用にあたっての基本的な資産構成を「低リスク型」とすることが議決され、それに基づく受託機関構成や運用スタイルなどの決定については、資産運用委員会に委ねられました。

福祉施設事業の見直し案、保養所利用料の改訂案や他議案(二面)についてもそれぞれ議決されました。

なお、代議員会に先だち、理事会が開催されており、代議員会提出予定議案の一部(減少事業所に係る掛金の一括徴収案)が否決されましたので、その議案とそれに係る規約変更案の一部を取り下げた代議員会審議となりました。取り下げ案件については引続き検討がされるものと想われます。

代議員会結果

平成15年度予算(収支額)

*平成15年度予算(厚生労働大臣提出予算書の予算総則表)は次のとおりです。

予算総則 (単位:千円)

事項	平成15年度推計額	平成14年度決算見込額
1 収入及び支出額		
(1) 年金経理		
収入	3,580,000	2,039,000
支出	2,540,000	4,023,000
(2) 業務経理		
ア 業務会計		
収入	105,272	99,490
支出	107,766	101,744
イ 福祉施設会計		
収入	90,174	78,686
支出	90,174	85,425
2 限度額		
(1) 業務会計(事務費)	87,324	82,244
(2) 福祉施設費(事務費)	80,116	89,692
(3) 繰入金		
年金経理から業務会計	0	0
年金経理から福祉施設会計	0	0
業務会計から福祉施設会計	20,000	10,000
(4) 借入金		
業務会計(短期)	0	0
福祉施設会計		
(短期)	0	0
(長期)	0	0

(注) 年金経理の収支は、予算総則上、経常収支額計上となっておりますので、収入額(運用収益率を規程どおりの5.5%で算出)が支出額を上回っていますが、別途、数理の変動費用42億2千万円が見込まれ、予算合計では、差引31億8千万円の当年度不足金が生ずる見込みとなっております。

政策的アセット・ミックス -低リスク型運用を決定-

*政策アセット・ミックスは次による構成に変更することとなりました。

資産構成	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	その他資産
	51%	22%	7%	15%	5%

(参考) 資産別の期待収益率とリスクは次のとおり見込まれています。

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	その他資産
収益率	2.3%	7.2%	3.9%	6.9%	1.2%
リスク	4.5%	25.1%	14.1%	20.2%	2.5%

(注) 低リスク型による運用開始は、平成15年6月目途となります。

福祉施設事業 -長寿祝金の廃止等を決定-

*福祉施設事業は次のとおり見直すこととなりました。

【廃止する事業】

長寿祝金の支給、観劇会の開催

【実施内容を見直し継続する事業】…費用経理は業務会計処理
機関誌の発行(発行回数減、A4判・2色刷化、情報提供主体化など)
事務講習会の開催

(注) [機関誌発行回数] 基金だより:4回⇒3回、受給者だより:2回⇒1回

【継続する事業】

保養所・会館の運営、結婚祝金・弔慰金の支給

(注) 保養所については、別途利用料の適正化を図っています。

保養所利用料の改訂

*利用料体系として、利用者区分と割増料金を設定することとなりました。
*利用料は、保養所の従量経費を基本とし、一般利用者には運営費用の一部を加算することとなりました。割増料金は、休前日・年末年始利用について200円を加算することとなりました。改訂料金は次のとおりです。

平成15年6月1日 利用分から適用	平日利用	休前日・年末年始利用
加入員・本人	5,300円	5,500円
一般利用者	5,800円	6,000円



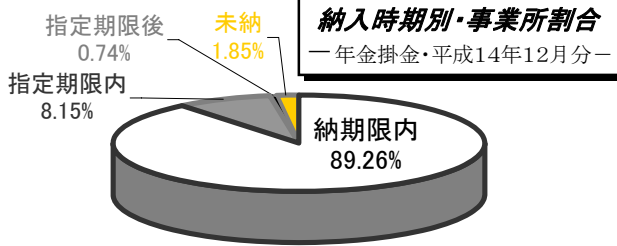
事業運営 — 掛金の収納状況 (2・納入の状況) —

基金の各掛金は、告知月の末日まで(納期限)に納入していただくこととなっています。

この納期限までに納入がなされない事業所については、指定期限を定めて督促をすることとなります。

掛金の納入状況は、特定の月や納期限の曜日などによって異なることがありますが、概ね全事業所の89%が納期限内に納入していただいております。指定期限内までを加えますと97.8%の納入状況となっています。

最終的には5・6箇所(1.85%)の事業所が未納となり、滞納処分の対象となります。



賞与支払届の様式決まる

厚生年金保険法施行規則等の改正(平成15年2月25日公布)において10名連記による賞与支払届の様式が定められました。

3月の事業予定

- 6日/第34回年金資産運用委員会の開催
- 中旬/70歳到達者リストの事業主あて送付
- 下旬/第35回年金資産委員会の開催
- 下旬/平成15年度・予算書の厚生労働大臣あて提出

第78回代議員会議決の他議案

平成15年度・事業の実施計画

平成15年度における事業実施計画は、総報酬制の円滑・適確な実施、新掛金に基く適切な調定・告知及び年金資産の効率的運用を重点事項とした取組みを行い、その他は本年度と同様に各事業の推進を図ることとした内容にて議決されました。

積立水準の回復計画の策定・提出

平成13年度決算の財政検証における積立水準不足については、特別掛金が引上げられることにより、次表のとおり、平成21年度において不足を解消することができるとする回復計画が策定でき、これをもって厚生労働大臣提出することの議決がされました。

	純資産額①	最低責任準備金②	最低積立基準額③	積立水準	
				①/② 1.05以上	①/③ 0.9以上
平成15年度	34,991	33,621	43,140	1.04	0.81
平成16年度	36,598	34,309	44,225	1.06	0.82
平成17年度	38,203	34,954	45,256	1.09	0.84
平成18年度	39,763	35,522	46,231	1.11	0.86
平成19年度	41,257	35,997	47,088	1.14	0.87
平成20年度	42,681	36,376	47,787	1.17	0.89
平成21年度	44,039	36,663	48,358	1.20	0.91

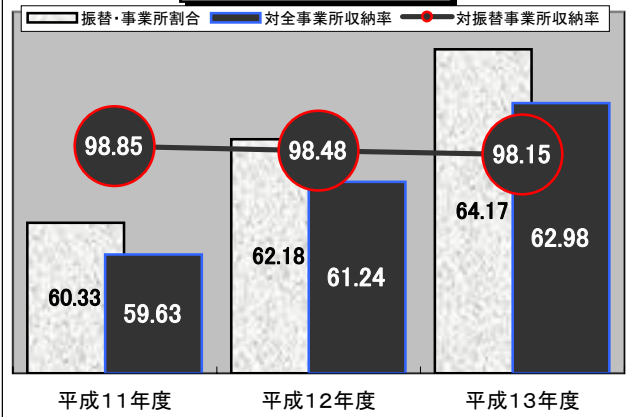
*金額単位:百万円

規約・諸規程の一部変更

- 規約の一部を変更する規約(総報酬制の実施、掛金の分離、福祉施設掛金の廃止に伴う変更)
- 掛金徴収規程の一部を変更する規程(掛金の分離、福祉施設掛金の廃止に伴う変更)
- 慶弔金支給規程の一部を変更する規程(長寿祝金の支給の廃止に伴う変更)
- 保養所利用規程の一部を変更する規程(利用料の改訂に伴う変更)
- 公印管理規程の一部を変更する規程(事業運営基準の改正(字句整理)に伴う変更)

口座振替による納入状況

単位: %



当基金では、掛金の納付方法として、毎月、事業所の口座から引落しとなる口座振替制度を採用しています。

この口座振替制度をご利用いただいている事業所の割合は、毎年2%増加し、平成13年度では全事業所の約三分の二(64.17%)となっています。

口座振替事業所における掛金納入状況(事業所割合)は、やや引き落とし不能の割合が増えつつありますが、平成13年度で見ても98.15%と依然高い状況にあります。

また、口座振替による納入事業所割合は、毎年1.7%程度の伸びを示し、平成13年度で全事業所の62.98%を占めるに及んでいます。

基金用語

《 政策的アセット・ミックス 》

年金資産の運用方針なり指針の設定などにおいて、「アセット・ミックス」とか「アセット・アロケーション」あるいは「マネジャー・ストラクチャー」といった言葉が使われています。

アセット・ミックスは、年金資産をどのような資産(債券や株式など)にどの程度の割合で配分するかといった方針に基づき決められた基本的・政策的な資産構成と定義されています。

基金の資産運用は、政策的アセット・ミックスの構築が大切であるとされ、基金の現状なり将来予測の分析と許容リスクを勘案してアセット・ミックスを決定するのが一般的なとなっています。

アセット・アロケーションは、基本的な方針に基づき、最適な運用を得るために、どのように受託機関等へどう資産を配分するかといった資産配分行為あるいは資産配分状況と定義されています。

マネジャー・ストラクチャー

マネジャー・ストラクチャーは、最近使われるようになった言葉で、受託機関構成などと定義されています。

マネジャー・ストラクチャーでは、バランス型運用機関の数や役割を見直し、運用機関の役割を明確化にして、政策的アセット・ミックスや運用方針を適切に実行する枠組みを構築することができるといわれています。

どのような運用機関をどのように組合わせた受託機関構成とするかは、アセット・アロケーションと類似はしていますが、マネジャー・ストラクチャーは、アセット・アロケーションの調整機能や運用コストなども考慮して受託機関構成を構築するといったことも目的とされています。